

公契約法の制定を求める意見書

本区議会は平成18年3月30日に「公契約法」の制定を検討することを求める意見書を提出した。それ以降7年間を経過するが、法制化に向けた具体的な見通しは立っていない。

本年9月の内閣府による月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しつつある」と報告されているが、中小零細事業者の深刻な経済事情が解消されたとはいえない現状にある。

公共工事における技能労働者の人材不足の解消及び賃金水準確保のために、本年度、国により設計労務単価が15%程アップされたことは、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の施行とともになされた「建設労働者の賃金・労働条件が適切に行われるよう努めること」の附帯決議に基づく具体的な施策である。

しかしながら、依然として多くの中小零細事業者にとって、継続的に適切な所得を得ることが困難な状況が未だに続いている。この現状は早期に解消されなければならない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、憲法第27条第2項において、「賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定されていることから、公共工事の賃金、労働条件を適切に定め、履行状況を調査、把握し、指導強化につながるよう公契約法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年10月23日

江東区議会議長 星 野 博

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
財務大臣

} あて